

## 嬭恋村農業委員会総会議事録(第20回)

- (1) 開催日時 令和4年2月10日(木)開会:午後1時50分閉会:午後2時43分  
開催場所:役場 2階 会議室
- (2) 主席委員の議席番号および氏名(農業委員17名)  
農業委員  
1.干川初枝 2.関喜吉 3.岡野芳和 4.下谷彰一 5.佐藤光成 6.丸山成重 7.佐藤貞次  
8.黒岩純一 9.干川洋一 10.市場俊喜 11.中村明彦 12.黒岩晋 13.黒岩トシエ  
14.黒岩広司 15.樋口忠男 16.黒岩富二 17.西窪充夫
- (3) 欠席委員の議席番号及び氏名 欠席なし
- (4) (4)出席した事務局職員(書記)氏名 事務局長 土屋政彦 係長 佐藤あかね 主事 小嶋俊星
- (5)提出された議案  
第1号議案 あっせんの成立について  
第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請について  
第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請について  
第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請について  
第5号議案 農用地売買あっせんの申出について  
第6号議案 農用地利用集積計画(案)への意見決定について  
第7号議案 農用地利用配分計画(案)への意見決定について  
第8号議案 嬭恋村農地移動適正化あっせん基準(案)の変更認定の申請について  
第9号議案 その他

### (6)会議の概要

事務局 農業委員会を開催させていただきます。本日の出席委員は17名です。嬭恋村農業委員会会議規則第8条による会議の定足数に達しましたことをご報告いたします。それでは、農業委員会会議規則第7条の規定により、会長の宣告により始めさせていただきます。

会長 それでは、農振協議会に引き続き定例会ですがよろしくお願ひします。朝から雪降り、以前は雪が溶けて春らしくなりましたが、まだまだしばらく春は遠いという感じ。毎回毎回となりますが、コロナ関係ですが、群馬県でも連日1000人程度の陽性者が出ています。誰がかかってもおかしくないで、気をつけていただきたいと思ひます。

続きまして、三番の嬭恋村農業委員会会議規則第24条第2項に規定する議事録署名委員ですが、第7番号委員佐藤貞次委員、第8番号委員黒岩純一委員にお願ひいたします。それでは協議事項に入りたいと思ひます。第1号議案「あっせんの成立について」を議題といたします。事務局より説明願ひします。

事務局 【議案第1号「あっせんの成立」1件、案件朗読後説明】

議 長 第1号議案の関係ですが、どなたか委員のご意見ございますか。

10番委員 先月20日にあっせんに委員会を開催しました。場所は、コミュニティーセンターから愛妻の丘へ向かった右側になります。価格は妥当で有り問題ないと思います。

議 長 ありがとうございます。他の委員の意見ありますか。なければお諮りします。議案第1号についてはあっせんの成立については問題なしという事でよろしいでしょうか。

(全員「挙手」)

議 長 全員賛成ですので、【議案第1号「あっせんの成立について」】については成立という事で許可することに決定いたします。続きまして、【第2号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」】を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 【議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」】2件事務局説明

1番号 あっせんの成立による所有権移転

2番号 売買による所有権移転

議長 1番号の関係ですが、先程のあっせんの成立による申請ですので、許可するものとして決定したいがよろしいでしょうか。よろしければ挙手を願います。

(全員「挙手」)

議 長 ありがとうございます。

【議案第2号「農地法3条の規定による許可申請」】1番号につきましては、許可するものとして決定します。続きまして、2番号についてどなたかご意見ございますか。

8番委員 場所は北山地区に2筆あります。場所は、パノラマライン北ルート沿いの石碑付近より登り上った一番上の筆です。もう一カ所は門貝地区にあります。国営パイロットの門貝団地にあります。〇〇方面へ向道路沿いに集荷場があり、その付近の農地です。双方が合意の上であり特に問題ないと思います。

議 長 その他の委員さんのご意見ございますか。なければお諮りします。2番号については許可するものとして決定したいがよろしいでしょうか。

(全員「挙手」)

議 長 ありがとうございます。続きまして、【議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」】

3件を議題とします。事務局より説明願います。

事務局 【議案第3号「農地法第4条の規程による許可申請について」】3件説明。

タブレットに図面等詳細が掲載されておりますので、参考にして下さい。

1番号 畜舎用地(追認案件:始末書添付)2種農地

2番号 倉庫及び車庫用地及び車両転回広場用地(追認案件:始末書添付)2種農地

3番号 農業用倉庫、予冷库兼住宅用地(追認案件:始末書添付)2種農地

議長 1番号の関係ですが、関係委員の意見を求めたいと思います。どなたか意見ございますか。

10番委員 場所は、駐在所手前、田代自動車から入った所です。2/3に地元委員と事務局で現地確認をしました。申請書に書いてあるとおり大分時間が経過していますが、始末書添付の案件という事でやむを得ないと思います。

議長 そのほかの委員のご質問等ございますか。なければお諮りします。議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」1番号については許可相当と意見を付して知事に進達するものとして決定したいがよろしいでしょうか。

(全員「挙手」)

議長 ありがとうございます。続きまして2番号の関係ですが、どなたか関係する委員さんのご意見ございますか。

8番委員 2/3に地元委員と事務局7名で現地確認をしました。場所は、〇〇地区の集落内です。旧小学校から300m程の所です。今回の場所は現在の住宅の前にある家庭菜園で使用していた場所です。敷地内が狭く宅地の拡張として使用しておりました。始末書添付の案件という事であり転用はやむを得ないと思います。よろしくをお願いします。

議長 そのほかの委員のご質問等ございますか。なければお諮りします。議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」2番号については許可相当と意見を付して知事に進達するものとして決定したいがよろしいでしょうか。

(全員「挙手」)

議長 ありがとうございます。続きまして3番号の関係ですが、どなたか関係する委員さんのご意見ございますか。

7番委員 場所は、つまごいパノラマラインの〇〇地区にあります。  
申請者は農地法の許可を得ないまま建築してしまい、今回始末書も添付されておりますので転用はやむを得ないと思います。

議 長 そのほかの委員のご質問等ございますか。なければお諮りします。議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」3番号については許可相当と意見を付して知事に進達するものとして決定したいがよろしいでしょうか。

(全員「挙手」)

議 長 ありがとうございます。続きまして【第4号議案「農地法第5条の規定による許可申請」】についてを議題と致します。事務局より説明願います。

事務局 【議案第4号「農地法第5条の規程による許可申請について」】1件説明。  
タブレットに図面等詳細が掲載されておりますので、参考にして下さい。  
1番号 農業用住宅用地(追認案件:始末書添付)1種農地。不許可の例外規定である集落接続による申請。

議 長 議案第4号の関係ですが、関係委員の意見を求めたいと思います。どなたか意見ございますか。

7番委員 場所は、北山地区です。公民館より200m～300m程入った所です。農地法の許可を得ないまま転用してしまい、今回始末書添付の追認案件でありやむを得ないと思います。

議 長 そのほかの委員のご質問等ございますか。なければお諮りします。議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」については許可相当と意見を付して知事に進達するものとして決定したいがよろしいでしょうか。

(全員「挙手」)

議 長 ありがとうございます。それでは、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」については許可相当と意見を付して知事に進達するものとして決定いたします。続きまして【第5号議案「農用地売買あっせんの申出について」】2件を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 【議案第5号「農用地売買あっせんの申出」2件2筆、案件朗読後説明】

議 長 第5号議案の鎌原の関係ですが、どなたか委員のご意見ございますか。

13番委員 2/4に地元農業委員と推進委員と事務局で現地確認をしました。場所は、鎌原集落より4km程行った浅間開拓の別荘地の付近です。よろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。その他の委員の意見ありますか。続きまして干俣の案件お願ひします。

8番委員 2/3に現地確認をしようとしたのですが、雪で出来ませんでした。場所としては、キャンプ場から西へ300m程行ったところですが以前は植木畑でしたが、現在は植木を抜いて整地してあります。多少傾斜がついている場所ですが、農地としては問題ないと思います。

議 長 その他の委員さんのご意見ございますか。なければお諮りします。議案第5号について、あつせんを受けるという事でよろしいでしょうか。

(全員「挙手」)

議 長 全員賛成ですので、【議案第5号「農用地売買あつせんの申出について」】についてはあつせんを受ける事に決定いたします。あつせん委員会は事務局より説明願ひします。

事務局 あつせん委員会は鎌原の案件は地元農業委員2名、推進委員2名。日時は2月21日午前9時より役場の会議室で行います。  
干俣の案件は地元農業委員3名と推進委員2名。日時は2月18日午前9時より役場の委員会室で行います。

議 長 ありがとうございます。続きまして、【第4号議案「農用地利用集積計画(案)への意見決定について」】を議題といたします。事務局より説明願ひします。

事務局 【第6号議案「農用地利用集積計画(案)への意見決定について」】  
農業経営基盤強化促進法第18条の第1項及び19条第1項の規定による農用地の利用集積計画の実施が必要と認められたので、村長より農業委員会の意見決定を求められておるものです。新規の集積で、設定するもの14名、設定を受けるもの15名、設定する土地102筆、444,756㎡となっております。

議 長 どなたか意見ございますか。質問がなければ、お諮りします。議案第6号の農用地利用集積計画(案)への意見決定は意見を問題なしとして村長に回答して宜しいでしょうか。

(全員「挙手」)

議 長 全員賛成ですので、【第6号議案「農用地利用集積計画(案)への意見決定について」】は意見を問題なしとして村長に回答いたします。続きまして【第7号議案「農用地利用配分計画(案)」

への意見決定について】を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 【第7号議案「農用地利用配分計画(案)への意見決定について」】

村長より農用地利用配分計画(案)への意見決定を求められています。農用地利用配分計画(案)に基づき借受希望者に貸し付けた場合、ア、貸付後において周辺の農業上の利用に及びすことが見込まれる影響があるか否か、イ、全ての農用地について適切に耕作し必要な農作業に常時従事する見込みがあるか否か。ウ、借受希望者への農地貸付は適当と認められるか。エ、その他。現に耕作をしているものが耕作を出来なくなったことによる申請となります。以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条3項の各要件を満たしております。朗読後説明。

議長 どなたかご意見等ございますか。それでは、採決いたします。議案第7号について、ア、貸付後において周辺の農業上の利用に及びすことが見込まれる影響があるか否か、は影響はなし。イ、全ての農用地について適切に耕作し必要な農作業に常時従事する見込みがあるか否かは、見込みがある。ウ、借受希望者への農地貸付は適当と認められるかは、適当と認められる。と意見を決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員「挙手」)

議長 全員賛成ですので、議案第7号は村長へ意見を問題なしとして回答いたします。続きまして、【第8号議案「婦恋村農地移動適正化あっせん基準(案)の変更認定の申請について」】を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 第8号議案【婦恋村の農地適正化あっせん基準(案)の変更認定の申請について】の改正(案)について説明いたします。

改正理由ですが、婦恋村の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を昨年の11月に見直した事に伴い、婦恋村の農地移動適正化あっせん基準も見直すこととなります。

このあっせん基準は、婦恋村農業振興地域整備計画に即して運用されており、この計画で示されている経営形態別基準面積並びに目標経営面積の根拠となる指数は農業経営基盤強化促進の基本構想で示されているため昨年総会で承認されました基本構想の見直しに伴って見直しをすることとなります。

参考資料のNO1、農地移動適正化あっせん事業実施要領【抜粋】をご覧ください。

赤線の四角形内にあっせん事業の目的が示されています。『農業員会等に関する法律第6条第2項の規定に基づいて、農業振興地域内の農用地等について行う農地保有の合理化のための権利移動のあっせん事業とあります。 簡単に言うと、『営農の条件を能率的な状態で維持する』という目的でこの事業があります。

あっせん事業を実施するには、婦恋村のあっせん基準を定める必要があります。定めなければならない事項として( )内にある(1)農用地等の権利を取得する者についての要件と(2)

取得する者に対するあっせんの順位（３）取得する農業を営む者が２人以上いる場合のあっせん順位を定めた事項を規定しなければなりません。

この規定されている（１）から（３）の内容が赤線の各四角形内（１）から（３）に示されています。

（１）農用地の権利を取得できる者は営農者、農地中間管理機構及び、農業者年金基金に限り、営農者の共同利用の場合、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、法人に限ります。

また、アからイに営農者の要件と農業振興整備計画で育成しようとする作目及び農業経営形態の要件が定められています。この作目及び農業経営形態の要件は議案書第８号議案の最終ページの別表 経営形態別基準面積及び目標経営面積で示されています。

ア、農用地等の権利取得の経営面積が 地域における作目、経営形態別に地域の農家の平均の経営面積以上で農業委員会が定める基準面積を超えるものであること

イ、資本装備は効率的な利用がなされ適当水準か又は近く適当な水準になる見込みがあるか

ウ、農業振興整備計画に定める農用地利用計画に従って利用できることが確実に認められること。とあります。これらは、議案書第８号議案の別表に示されています。

（２）では、認定農業者・認定就農者を第１順位であっせんすることが規定されています。

（３）あっせん希望者が２人以上いる場合の順位が規定されています。

ア、農地を取得後の経営面積、経営規模拡大の目標として農業委員会が定める経営面積との格差が小さい者が優先とあり

イ、農業振興地域整備計画等において育成しようとする農業経営を行おうとする者

ウ、あっせん農地の利用条件を最も効率的に利用できる者

エ、集団化に役立てる程度が大きい者

オ、地域農業の中核的な担い手の育成、確保を図るため適当と認められる者と規定しています。

議案書第８号にはこれらが規定されており、今回の改正では各種法令の改正を反映した用語の改正、農地保有合理化法人を農地中間管理機構に置き換えています。

また、令和１年の中間管理事業法改正に伴い農地利用集積円滑化事業の削除、第１位順位である認定農業者・認定就農者を優先することを明確化しました。

さらに別表では経営形態の追加及び経営形態別基準面積及び目標経営面積の改正を行っています。改正内容は以上です。

議長

ありがとうございました。いま、事務局長より説明がありましたが、皆さんの方から質問等あればお願いします。どなたか意見ございますか。この件につきまして群馬県知事へ変更協議をするという事ですので、何もなければお諮りします。第８号議案【嬭恋村の農地適正化あっせん基準（案）の変更認定の申請について】は改正案の通り提出する事でよろしいでしょうか。

(全員「挙手」)

議 長 全員賛成ですので、議案第8号は群馬県へ回答いたします。続きまして、【第9号議案「その他」】を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 【議案第9号「その他」】

報告1 農地転用許可後の事業完了報告について 2件

報告2 農地法第18条第6項の規定による通知書 2件

報告3 農地法第3条の3第1項の規定による届出書 3件

報告4 農地の使用貸借契約の合意解約通知書 1件

議 長 【第9号議案「その他」】の報告をいただきました。その他のその他、事務局より何かありますか。

事務局長 令和3年度の「人・農地プラン」の話し合いについて開催案内をさせていただきます。

田代地区 3/15(火)10:00 JA田代支所

千俣地区3/18(金)10:00 JA千俣支所

大笹地区3/24(木)10:00 大笹公民館

その他嬭恋地区3/29(火)10:00 嬭恋会館

参集者:農委・推委、昨年度は農協の理事さんを参集しましたが、今年度は経営移譲された若年層の後継者を中心に考えております。また、農地中間管理機構、群馬県吾妻農業事務所職員による説明会を予定しております。また、3月の定例会で資料等についてはお示しをしたいと思います。

議 長 今、説明がありましたが、次回の定例会で資料を配るそうですのでお願いします。

事務局長 もうひとつあります。令和3年度の嬭恋村の農業施策に関する意見書の提出についてですが、毎年、農業委員会に関する法律第38条第1項の規定により嬭恋村行政機関へ建議する事となっております。令和2年度は、後継者不足の解消、スマート農業の推進、グリーンベルトの強化、沈砂地等の整備、小規模農家、兼業農家への継続的耕作支援策の構築等を建議しました。今年何かご意見があればお願いします。

議 長 毎年、村長と議長に農業委員会の方で、農業施策についての意見書を提出しております。皆さんの方で何か新しく取り入れて欲しいものがあれば次回までにご意見を頂きたいです。その他に無いようでしたら以上で定例会を閉会します。ご苦労さまでした。

事務局長 今、予定で考えているのは数年前にも建議したようですが、嬭恋村農産物地域ブランドの一層の推進を中心に建議したいと考えております。



議 長 3月の議会中に建議したいと考えておりますので次回までに考えてきていただければと思います。次回は、3月10日午後1時30分より大前活性化センターです。尚、現在の予定ですと午前中は高山村での現地実演会に参加する予定となっております。1日になろうかと思っておりますのでよろしく申し上げます。組合長さんが見えですので、一言いただきたいと思っております。

2番委員 平素は婦恋農協に対しご理解ご協力賜りありがとうございます。まず、報告がございます。昨日臨時総会という事で、皆様には書面で決議で行いましたが総会が無事成立いたしました。また、3月から令和4年度事業が始まるという事でよろしく申し上げます。昨今何も出来ない状況ではございますが、動けるようになりましたら色々な部門でやっていきたいと思っておりますのでご協力よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。その他の委員さんのご意見ございますか。無いようですので、それではこれで2月の定例会を閉じさせていただきます。

午後2時43分閉会

議長

(西窪 充夫)

西窪 充夫

議事録署名人

第7番委員

(佐藤 貞次)

佐藤 貞次

第8番委員

(黒岩 純一)

黒岩 純一

